

厚生労働省職員（課長級）の募集について

令和 8 年 6 月 9 日
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の課長級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

1. 公募する職員

厚生労働省（課長級）1名

- ・ 参事官（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室長併任）

2. 職務内容

別紙のとおり

3. 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4. 応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

- ・ 課長級の職員に加え、室長・企画官級の職員の応募も可能とする。
- ・ 職種、年齢は問わない。

5. 応募及び選考の手順

- （1）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、6月24日（水）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- （2）応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- （3）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

6. お問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 大山、宮下

電話 03-5253-1111（内線 7073、7078）

参事官（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室長併任）
の職務内容

新規学卒者等の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善し高水準を維持しているが、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱える新規学卒者、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者、就労に当たって困難な課題を抱える若者等への支援の充実、労働供給制約下での企業の人材確保への支援が求められている。

このため、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「青少年雇用対策基本方針」（令和8～12年度）に沿って、新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク等による支援や、地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立支援に取り組んでいる。

また、ユースエール認定制度について、青少年の育成等に積極的な企業ほど労働市場で選ばれ、労働者の確保が図られるとともに、それが企業の自主的な取組を更に促進する好循環を生み出すよう見直しも含めた検討を行う必要がある。

大卒者等の就職・採用活動日程について、「2027年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」において、2028年度（2029年3月）以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については「経済界や大学側と十分に議論を行い、実効性ある合意点を丁寧に探りながら見直しの検討を進める」こととされ、内閣官房、文部科学省及び経済産業省並びに経済団体等と調整しつつ、見直しを検討する必要がある。

加えて、高卒就職のデジタル化について、規制改革推進会議「働き方・人への投資ワーキング・グループ」での議論等を踏まえ、高卒求人票の取扱いをはじめとする高卒就職に関する事務のデジタル化を進めるため、求人票のPDF化に向けた検討を行うとともに、高等学校就職問題検討会議及び都道府県高等学校就職問題検討会議の場を活用しながら、高卒就職情報WEB提供サービスの改修について検討を行う必要がある。

また、日本成長戦略会議において、17の戦略分野等を支える人材確保を推進するため、業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が連携して、スキルの可視化・標準化・可視化からリ・スキリングの実行までを一気通貫で支援することとされた。

この一環として、各分野等の所管大臣が教育訓練プログラムを認定する制度を創設した場合、その適切性について所管省庁と連携して精査し、専門実践又は特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する必要がある。加えて、賃金上昇や処遇改善に資するリ・スキリングを支援するため、教育訓練給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセスについて検討するなど教育訓練給付金の制度改善に取り組む必要がある。

就職氷河期世代[※]等支援について、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」に基づき、就労・処遇改善に向けた支援、社会参加に向けた段階的支援等の取組を継続・拡充していくとともに、引き続き、省内の就職氷河期世代等支援施策の取りまとめ課室として取り組む必要がある。

※ 就職氷河期世代とは、おおむね 1993 年（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）に学校卒業期を迎えた世代を指す。

併せて、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく「職業能力開発基本計画」（令和 8～12 年度）に沿って、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含むキャリアプランニング支援の強化等や、「人への投資」施策パッケージの主要な柱である人材開発支援助成金の活用促進や不正受給防止等を図る必要がある。

このため、参事官（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室長併任）は、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

1 若年者雇用対策

- 令和 6 年の規制改革推進会議「働き方・人への投資ワーキング・グループ」での議論等を踏まえた高卒就職のデジタル化に向けた検討を含め、職業安定局とも連携しながら、全国 56 か所の新卒応援ハローワーク等を活用した新規学卒者等の就職促進や、企業の人材確保を推進するための企画立案、全国 21 か所のわかものハローワーク、全国 199 か所のわかもの支援コーナー等を活用したフリーターの正社員化を推進するための企画立案、これらの業務を実施する 47 局の都道府県労働局等の全体統括等を行う。
- 雇用する労働者の育成に関する方針並びに職業能力の開発及び向上を促進するための計画の充実を図る取組を評価する取組の検討を含め、ユースエール認定制度の企画立案、認定の業務を実施する都道府県労働局等の全体統括等を行う。
- 都道府県の強み・特色を生かした支援を実施するため、若年者地域連携事業の事業運営、全体統括等を行う。
- 大卒者等の就職・採用活動日程の見直しを含め、就職・採用活動日程に関することの企画立案、連絡調整等を行う。

2 地域若者サポートステーション事業の運営

- 「若年無業者等に対する地域とのつながりを活用した就労支援モデル事業」の実施（57 拠点）やその横展開を含め、15 歳から 49 歳までの若年無業者等の職業的自立に向け、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を通じた事業運営、全体統括等を行う。

3 教育訓練給付金の講座指定

- 日本成長戦略会議での議論を踏まえ、17 の戦略分野等の人材確保に向け、教育訓練プログラムについて、各分野等を所管する大臣が認定する制度を創設した場合、その適切性について所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践又は特定一般教育訓練給付金の対象とすることや、同給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセス、制度の改善の検討を含め、教育訓練給付金の講座指定の事業運営、全体統括等を行う。

4 就職氷河期世代等支援

- ・ 就職氷河期世代等支援策として、都道府県協議会を設置し、事業計画を策定して取組を推進している。「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」も踏まえ、中高年世代活躍応援プロジェクト事業の事業運営、全体統括等を行うとともに、省内の就職氷河期世代等支援施策を取りまとめる。

5 キャリア形成支援やジョブ・カード、人材開発支援助成金の活用促進

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」に基づき、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含むキャリアプランニング支援の強化を行う。
また、「経済社会情勢の変化に対応したキャリアコンサルティングの実現に関する研究会報告書」で整理した今後のキャリアコンサルティングに必要な能力を踏まえ、有識者による検討会の開催を通じ、養成講習、更新講習科目の見直し等、キャリアコンサルタント養成のための検討を行う。これらの取組をはじめ、国家資格であるキャリアコンサルタントやジョブ・カードの推進に向けた全体統括を行う。
- ・ 「人への投資」施策パッケージの主要な柱である人材開発支援助成金の活用促進や不正受給防止、都道府県労働局が実施する支給審査業務等の全体統括を行う。

【求められる能力】

- ・ 各府省庁、地方公共団体、都道府県労働局、労使、関係団体等との円滑な調整能力と説明能力を有すること。
- ・ キャリア形成支援室及び企業内人材開発支援室を含む若年者・キャリア形成支援担当参事官室及び同室の所掌に係る都道府県労働局等の業務を推進できるリーダーシップ、マネジメント能力を有すること。
- ・ 企画・立案、総合調整、法令改正等に関する実務経験を有すること。
- ・ 若年者の雇用やキャリア形成支援を充実させていくためのビジョンとこれらに関する分野を始めとした労働政策に係る一定の知識を有することが望ましい。
- ・ 現下の労働市場に関する一定の理解があることが望ましい。